

令和2年12月21日提出

閱 覧 用

令和2年11月市議会定例会

追 加 議 案

〔 報告第19号、報告第20号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第19号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	1
報告第20号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	2

報告第19号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和2年12月21日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第14号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月4日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（●●●●●）に対し、損害賠償額として159,170円を支払う。・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	●●●●●●●●●●
相手方 氏 名	●●●●●
事故発生 年 月 日	令和2年11月2日
事故発生 場 所	島田市中心1番の1
事 故 の 概 要	市役所庁舎駐車場において、前向きに駐車した公用車を後退させた際に、後方の区画に駐車していた相手方車両の後方バンパーに接触し、損傷させたもの

報告第20号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和2年12月21日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第15号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月11日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（●●●●●）に対し、損害賠償額として12,067円を支払う。・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	●●●●●●●●●●
相手方 氏 名	●●●●●
事故発生 年 月 日	令和2年11月9日
事故発生 場 所	島田市栄町2番の3
事 故 の 概 要	公用車を駐車場へ進入させる際に、駐車場横のビル壁面に設置されている電源ボックスに接触し、損傷させたもの